

解散公告（第一回）

当法人は、福岡県知事の認可により令和七年十二月四日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

北九州市小倉南区呼野一〇九一番地

医療法人前田クリニックス

清算人 前田 隆美

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十一月十七日大分県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

大分県玖珠郡九重町大字恵良四三〇番地

恵良生産森林組合

清算人 遠江 徳幸

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月十三日、福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

福島県双葉郡浪江町大字酒田字堤中八七番地

宗教法人立野教會

清算人 澤田 智幸

解散公告（第三回）

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告第一回掲載（令和七年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

横浜市緑区霧が丘三丁目八番一号

医療法人社団三栄会

清算人 吉村吾志夫

配当公告

岐阜県岐阜市西河渡三丁目七〇番地一

破産者 EILIFE合同会社

右の者に対する岐阜地方裁判所令和七年（ワ）第一五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四四、八一三、九四一円

一、配当することのできる金額

金二二、八五八、五五一円

令和七年十二月十九日

岐阜県岐阜市神田町二丁目一番地五岐阜神田町ビル六階

小森正悟法律事務所

破産管財人 弁護士 小森 正悟

第48期決算公告

令和7年12月19日

福島県郡山市田村町金屋字新家1番地2

アサカ弘運株式会社

代表取締役 大浪 康洋

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目				金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	固 定 資 産	合 計	98,607
				136,112
				234,720
負純資債及び部	流 動 負 債	固 定 負 債	株 主 資 本	53,632
				76,473
				104,613
			金 庫	10,000
			利 益 剰 余 金	94,613
			利 益 準 備 金	740
			そ の 他 利 益 剰 余 金	93,873
			(うち当期純利益)	(16,675)
			合 計	234,720